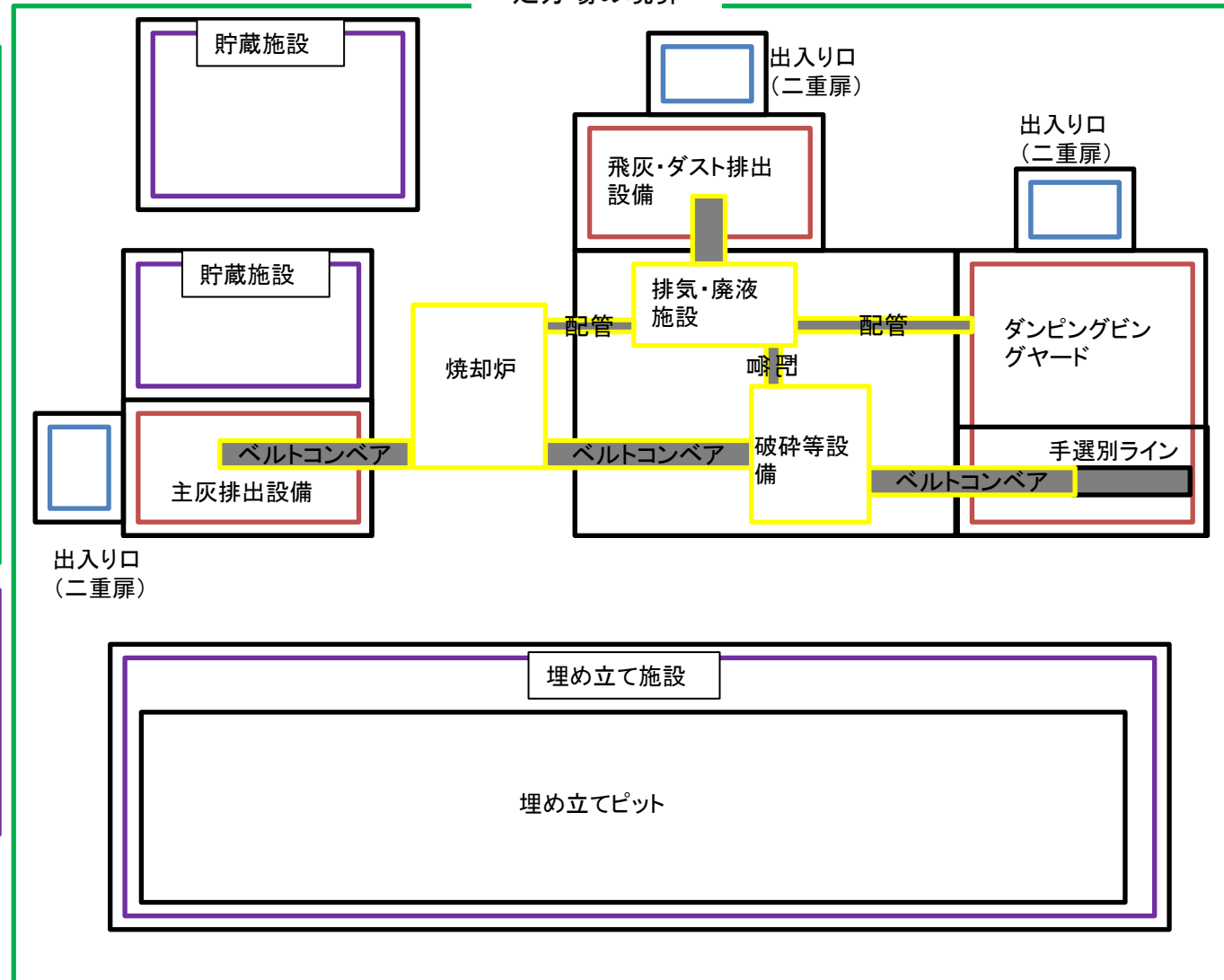


処分場の施設要件と線量限度等(案)

除染廃棄物等の処分の施設は、排気・廃液等を外に出さない構造等(施設要件)と、空間線量率や表面汚染の限度等(線量限度等)により管理

処分場の境界



電離則適用区域

- 施設要件
- ・境界に柵等の設置
- 管理区域の明示及び立入禁止措置
- ・1.3mSv/3月超
- ・4Bq/cm²超
- 線量限度等(管理区域等以外)
- ・4Bq/cm²以下
- ・空气中濃度限度の1/10(年5mSv相当)以下
- 作業環境測定(管理区域)
- ・空間線量率

貯蔵施設、埋立施設(容器の使用)

- 施設要件
- ・外界から区画
- ・標識の設置
- 線量限度等
- ・1mSv/週以下

事故由来廃棄物等取扱施設(非密封の廃棄物等の取扱)

- 施設要件
- ・天井・壁・床にすきまが少ない
- ・除染が容易
- ・液体等がもれない構造・材料
- ・出入り口は二重扉
- ・標識の設置及び立入禁止措置
- 線量限度等
- ・1mSv/週以下(空气中濃度限度(年50mSv)以下)
- ・40Bq/cm²以下
- 作業環境測定等
- ・空气中放射能濃度
- ・天井、床、壁、施設等の表面汚染

汚染検査場所

- 汚染限度4Bq/cm²

焼却炉、排気・廃液施設、破碎等設備、ベルトコンベア等
(運転中は労働者は中に入らない)

- 施設要件
- ・液体等がもれない構造・材料
- ・標識の設置